

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
の翌日)

◇告 示
海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等(水産課)

告 示

鳥取県告示第六百五十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公示番号海共第一号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

〃

あまのり(いわのり)漁業

〃

ほんだわら漁業

〃

もづく漁業

〃

いぎす漁業

〃

あわび漁業

〃

さざえ漁業

〃

いがい漁業

〃

はまぐり漁業

〃

あさり漁業

〃

ばい漁業

〃

かき漁業

〃

たこ漁業

〃

うに漁業

〃

なまこ漁業

〃

(二) 漁場の位置 岩美郡岩美町及び福部村地先

(三) 漁場の区域 次の基点第一号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線、基点第八号とイを結ぶ線及び最大

高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに海士島周辺二〇〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、基点第二号と基点第三号を直線で結ぶ線、基点第四号と基点第五号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに基点第六号と基点第七号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

- 基点第一号 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第二号 田後港第三防波堤北端
- 基点第三号 田後港松島南端
- 基点第四号 田後港第四防波堤南東端
- 基点第五号 田港港第五防波堤北東端
- 基点第六号 網代漁港第一防波堤南端
- 基点第七号 網代漁港第二防波堤北端
- 基点第八号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点
- ア 基点第一号から三三一度一〇分の線と最大高潮時距岸最大一、五〇メートルの線との交点
- イ 基点第八号から三三三度四〇分の線と最大高潮時距岸最大一、五〇メートルの線との交点
- 3 制限又は条件 なし
- 4 免許予定日 平成五年九月一日
- 5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで
- 6 関係地区 岩美郡岩美町及び福部村
- 7 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで
- 二1 公示番号海共第二号
- 2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	てんぐさ漁業	"
"	あまのり(いわのり)漁業	"
"	ほんだわら漁業	"
"	もずく漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	あわび漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	いがい漁業	"
"	はまぐり漁業	"
"	あさり漁業	"
"	ばい漁業	"
"	かき漁業	"
"	たこ漁業	"
"	うに漁業	"
"	なまこ漁業	"

(二) 漁場の位置 鳥取市及び気高郡気高町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第八号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距岸最大一、五〇メートルの線、基点第十五号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第九号と基点第十号を直線で結ぶ線、基点第十一号とウからチまでを順次直線で

結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、ツから又までを順次直線で結ぶ線及びヌとツを直線で結ぶ線によって囲まれた区域並びに基点第十三号と基点第十四号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第八号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第九号 鳥取港西防波堤北端

基点第十号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第十一号 鳥取港第三防波堤北端

基点第十二号 鳥ヶ島燈台の中心点

基点第十三号 酒津漁港東防波堤西端

基点第十四号 酒津漁港西防波堤北端

基点第十五号 気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第八号から三二三度四〇分の線と最大高潮時距岸最大一、

五〇〇メートルの線との交点

イ 基点第十五号から磁針方位〇度〇〇分の線と最大高潮時距岸最

大一、五〇〇メートルの線との交点

ウ 基点第十二号から九度三〇分四一〇メートルの点

エ 基点第十二号から三度一〇分四八二メートルの点

オ 基点第十二号から二九度三〇分七七二メートルの点

カ 基点第十二号から三八度三〇分一、〇三六メートルの点

キ 基点第十二号から三八度〇〇分一、〇三八メートルの点

ク 基点第十二号から四〇度〇〇分一、一一五メートルの点

ケ 基点第十二号から四四度二〇分一、〇八六メートルの点

コ 基点第十二号から六五度三〇分八〇八メートルの点

サ 基点第十二号から七〇度四〇分七九〇メートルの点

シ 基点第十二号から八五度三〇分八二八メートルの点

ス 基点第十二号から八二度二〇分一、〇〇五メートルの点

セ 基点第十二号から八一度三〇分一、〇五二メートルの点

ソ 基点第十二号から九四度〇〇分一、一七三メートルの点

タ 基点第十二号から九四度一〇分一、一七一メートルの点

チ 基点第十二号から一〇二度三〇分一、三〇四メートルの点

ツ 基点第十二号から三〇七度三〇分七〇メートルの点

テ 基点第十二号から三四一度〇〇分一九九メートルの点

ト 基点第十二号から一二度三〇分三九八メートルの点

ナ 基点第十二号から一五度〇〇分三九〇メートルの点

ニ 基点第十二号から三四六度三〇分一八六メートルの点

ヌ 基点第十二号から三一九度二〇分五七メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 関係地区 鳥取市及び気高郡気高町

7 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

三1 公示番号海共第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業	"	"	"
あまのり(いわのり) 漁業	"	"	"
ほんだわら漁業	"	"	"
もづく漁業	"	"	"
いぎす漁業	"	"	"
あわび漁業	"	"	"
さざえ漁業	"	"	"
いがい漁業	"	"	"
はまぐり漁業	"	"	"
あさり漁業	"	"	"
ばい漁業	"	"	"
かき漁業	"	"	"
たこ漁業	"	"	"
うに漁業	"	"	"
なまこ漁業	"	"	"

(一) 漁場の位置 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十五号とアを結ぶ線、アイ最高最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線、基点第十九号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第十六号と基点第十七号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第十五号 気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点
基点第十六号 泊漁港北防波堤南西端

- 基点第十七号 泊漁港第二西防波堤北端
- 基点第十九号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点
- ア 基点第十五号から磁針方位〇度〇〇分の線と最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
- イ 基点第十九号から三五三度四〇分の線と最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
- 3 制限又は条件 なし
 - 4 免許予定日 平成五年九月一日
 - 5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで
 - 6 関係地区 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町
 - 7 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで
 - 四1 公示番号海共第四号
 - 2 免許の内容たるべき事項
 - (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - 漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 - 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 - (二) 漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先
 - (三) 漁場の区域 次の基点第十八号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第十九号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点第十八号 羽合町と北条町の境界と最大高潮時海岸線との交点
基点第十九号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点
ア 基点第十八号から三五八度四〇分の線と最大高潮時距岸最大一、

〇〇〇メートルの線との交点
 イ 基点第十九号から三五三度四〇分の線と最大高潮時距岸最大一、
 〇〇〇メートルの線との交点
 3. 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の
 操業を拒んではならない。

- 4 免許予定日 平成五年九月一日
- 5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで
- 6 関係地区 東伯郡北条町及び大栄町
- 7 存続期間 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで
- 五1 公示番号海共第五号

2 免許の内容たるべき事項
 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	てんぐさ漁業	"
"	あまのり(いわのり) 漁業	"
"	ほんだわら漁業	"
"	もずく漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	くろも漁業	"
"	あわび漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	いがい漁業	"

はまぐり漁業
 あさり漁業
 ばい漁業
 かき漁業
 たこ漁業
 うに漁業
 なまこ漁業
 えむし漁業
 (二) 漁場の位置 東伯郡東伯町及び赤碕町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町地先
 (三) 漁場の区域 次の基点第十九号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距岸最大二、〇〇〇メートルの線、基点第二十六号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第二十号と基点第二十一号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、基点第二十二号と基点第二十三号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれ区域並びに基点第二十四号と基点第二十五号を直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域を除く。

- 基点第十九号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第二十号 赤碕港東防波堤西端
- 基点第二十一号 赤碕港西防波堤北東端
- 基点第二十二号 御来屋漁港東防波堤北西端
- 基点第二十三号 御来屋漁港西防波堤北端
- 基点第二十四号 淀江漁港内防波堤(東) 南西端
- 基点第二十五号 淀江漁港西防波堤北西端

基点第二十六号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交

点

ア 基点第十九号から三五三度四〇分の線と最大高潮時距岸最大二、

〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第二十六号から一三度一〇分の線と最大高潮時距岸最大二、

〇〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 関係地区 東伯郡東伯町及び赤崎町並びに西伯郡中山町、名和町、

大山町及び淀江町

7 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

六1 公示番号海共第六号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

あまのり(いわのり) 漁業

もずく漁業

あわび漁業

さざえ漁業

いがい漁業

はまぐり漁業

あさり漁業

ばい漁業

かき漁業

たこ漁業

うに漁業

なまこ漁業

第三種共同漁業 地びき網漁業

(二) 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十六号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮

時距岸最大二、〇〇〇メートルの線、基点第二十七号とイを結ぶ線

及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第二十六号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交

点

基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交

点

ア 基点第二十六号から一三度一〇分の線と最大高潮時距岸最大二、

〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第二十七号から磁針方位六六度〇〇分の線と最大高潮時距

岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んでは

ならない。

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

7 存続期間

一 第一種共同漁業 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日

まで

二 第三種共同漁業 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日

で

七1 公示番号海共第七号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 わかめ漁業

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

あまのり(いわのり)漁業

もずく漁業

あわび漁業

さざえ漁業

いがい漁業

はまぐり漁業

あさり漁業

ばい漁業

かき漁業

たこ漁業

うに漁業

なまこ漁業

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十七号とアを結ぶ線、アとイを直線で

結ぶ線、基点第二十八号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつ

て囲まれた区域

基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交

点

基点第二十八号 境港市新屋町三二六八一二地先新屋川左岸の標杭

ア 基点第二十七号から磁針方位六六度〇〇分の線と最大高潮時距

岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第二十八号から六一度〇〇分の線と最大高潮時距岸最大二、

〇〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 関係地区 境港市

7 存続期間 平成五年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

八1 公示番号海共第八号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 境港市地先

- (三) 漁場の区域 次の基点第二十七号とアからウまでと基点第二十八号を順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第二十八号 境港市新屋町三二六八一二地先新屋川左岸の標杭
- 基点第二十九号 島根県八束郡美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第三十号 島根県八束郡美保関町海崎鼻先端
- ア 基点第二十七号から磁針方位六六度〇〇分の線と最大高潮時距岸最大二、〇〇〇メートルの線との交点
- イ 基点第三十号から二〇六度〇〇分の線とアとエを結ぶ線との交点
- ウ 基点第二十八号から六一度〇〇分三、〇三〇メートルの点
- エ 基点第二十九号から磁針方位一七二度〇〇分二、〇〇〇メートルの点
- 3 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。
- 4 免許予定日 平成五年九月一日
- 5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで
- 6 関係地区 境港市
- 7 存続期間 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで
- 九 公示番号海区第一号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

- | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|---------|------------|-----------------|
| 第一種区画漁業 | ぶり小割式養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| " | ぎんざけ小割式養殖業 | " |
| " | たい小割式養殖業 | " |
| " | いしだい小割式養殖業 | " |
| " | あじ小割式養殖業 | " |
| " | ふぐ小割式養殖業 | " |
- (二) 漁場の位置 境港市地先
- (三) 漁場の区域 次のアからオまでを順次直線で結んだ線及びアとオを直線で結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三十一号 境港防波堤先端燈台
- ア 基点第三十一号から一二八度三〇分三、八八〇メートルの点
- イ 基点第三十一号から一三七度〇〇分四、三八〇メートルの点
- ウ 基点第三十一号から一四六度〇〇分三、八七〇メートルの点
- エ 基点第三十一号から一四二度三〇分三、五七〇メートルの点
- オ 基点第三十一号から一三〇度四五分三、六五〇メートルの点
- 3 制限又は条件 なし
- 4 免許予定日 平成五年九月一日
- 5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで
- 6 地区 境港市
- 7 存続期間 平成五年九月一日から平成十年八月三十一日まで
- 十 公示番号海区第二号
- 2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁場の位置 気高郡青谷町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域並びにオからクまでを順次直線で結んだ線及びオとクを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十二号 長尾鼻燈台

基点第三十三号 夏泊漁港防波堤燈台

ア 基点第三十二号から三三度〇〇分三五六メートルの点

イ 基点第三十二号から二二度〇〇分二四〇メートルの点

ウ 基点第三十二号から一一九度〇〇分四六二メートルの点

エ 基点第三十二号から一〇六度〇〇分五三三メートルの点

オ 基点第三十三号から二六一度三〇分一、六八六メートルの点

カ 基点第三十三号から二五五度一五分一、六八一メートルの点

キ 基点第三十三号から二五二度〇〇分五四八メートルの点

ク 基点第三十三号から二七一度〇〇分五六三メートルの点

制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 地元地区 気高郡青谷町大字青谷

7 存続期間 平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで

十一 1 公示番号海区第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁場の位置 東伯郡泊村地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十四号 泊漁港北防波堤燈台

ア 基点第三十四号から一七度〇三分一、一三四メートルの点

イ 基点第三十四号から三〇度四八分八〇六メートルの点

ウ 基点第三十四号から五九度三五分一四、八一メートルの点

エ 基点第三十四号から四八度四三分二、〇〇七メートルの点

制限又は条件 なし

3 免許予定日 平成五年九月一日

4 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

5 地元地区 東伯郡泊村小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字原及び大字宇谷

6 存続期間 平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで

7 公示番号海区第四号

十二 1 公示番号海区第四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日

まで

(二) 漁場の位置 西伯郡大山町地先

(三) 漁場の区域 次のアからカまでを順次直線で結んだ線及びアとカを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十五号 平田漁港防波堤燈台

ア 基点第三十五号から一一四度〇〇分一六九メートルの点

イ 基点第三十五号から一三四度〇〇分二九八メートルの点

ウ 基点第三十五号から一五三度〇〇分三九四メートルの点

エ 基点第三十五号から一七六度三〇分四七七メートルの点

オ 基点第三十五号から一九七度〇〇分三七四メートルの点

カ 基点第三十五号から一八三度〇〇分六七メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月三日から平成五年八月二十日まで

6 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

7 存続期間 平成五年九月一日から平成七年八月三十一日まで